那須烏山市イメージキャラクター画像使用申請書

　　年　　月　　日

　那須烏山市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　那須烏山市イメージキャラクター画像を使用したいため、下記のとおり申請します。

　なお、使用にあたっては、「那須烏山市イメージキャラクター画像使用上の注意」の記載事項を遵守いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用の対象（商品・広告等） |  |
| 使用を希望する画像の番号 |  |
| 画像提供方法 | □メール（メールアドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□CD-R貸出　※貸出から１０日以内にまちづくり課へご返却ください。 |

添付書類

　(1)企画概要書、商品資料　等（具体的な使用内容が確認できるもの）

　(2)その他参考となる資料

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局欄使用承認　　　　□承認　　　　　　□不承認データ提供　　　□CD-R（番号　　　貸出日　　／　　　返却日　　／　　）　　　　　　　　□メール | 受付印 |
|  |

那須烏山市イメージキャラクター画像使用上の注意

１．画像を使用する場合は、あらかじめ、「那須烏山市イメージキャラクター画像使用届出書」に次に掲げる資料を添えてご提出ください。なお、使用料は無料です。

　(1)企画概要書、商品資料　等（具体的な使用内容が確認できるもの）

　(2)その他参考となる資料

２．次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認できません。

　(1)市の品格及びイメージをおとしめるおそれがあるとき。

　(2)法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

　(3)特定の政治、思想及び宗教活動に使用されるおそれがあるとき。

　(4)不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。

　(5)画像の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。

　(6)その他画像の使用が適当でないと認めるとき。

３．画像を使用する場合は、次のことを守ってください。

　(1)申請書に記載した目的にのみ使用すること。

　(2)画像の色および形態をみだりに変更しないこと。

　(3)使用承認の権利を譲渡又は転貸しないこと。

　(4)画像の全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。

　(5)キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、

当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

４．次の各号に該当するときは、使用の中止その他必要な措置を命ずる場合があります。

　(1)使用の条件に違反したとき。

　(2)前号のほか、市長が必要であると認めたとき。

【お問い合わせ先】

那須烏山市役所まちづくり課

〒321-0692　那須烏山市中央1-1-1

TEL：0287-83-1151　FAX：0287-83-1142

E-mail：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

使用上の注意を守って

正しくご使用いただきますよう

お願いいたします。

